

平成26年10月25日

平成25年(行ヒ)第37号 公文書不開示処分取消等請求上告事件

上 告 人 滋 賀 県
被 上 告 人 宮 部 龍 彦

弁 論 要 旨

最高裁判所 第二小法廷 御中

被 上 告 人 宮 部 龍 彦

この情報公開裁判の問題は、2つあります。

1つ目は、滋賀県が非公開であると主張する情報が既に公開のものであることです。

この裁判で問題となっている主な情報は、滋賀県内の地域総合センターの名称と位置です。地域総合センターとは、同和対策のために設置された隣保館などの施設です。

地域総合センターは住民の福祉を増進するために地方自治体が設置した施設であり、地方自治法244条が定める公の施設に該当することは疑いありません。

地方自治法は、住民が公の施設を利用することについて、差別的取扱いをしてはならないこと、設置管理条例を定めることなどを自治体に義務付けています。事実、滋賀県内の市町は条例により地域総合センターの名称と位置を公開しており、今の時代であればインターネットで検索すれば簡単に分かります。過去のものであっても図書館で調べれば分かるし、実際に私は一覧表を作って提出しました。

いわゆる尖閣諸島漁船衝突映像流出事件で、秘密とは何なのかということに関心が集まったことは記憶に新しいと思います。事実として広く知られていないこと、秘密として保護するに値する情報であるという、2要件を満たして始めて秘密と言えるという判例が、テレビや新聞でも話題になりました。

すると今回の事が、いかにおかしいか分かります。秘密でないことを秘密だと言って、説明責任を放棄するということは、何かを隠すことよりももっと悪いことです。特

定秘密保護法など比喩物になりません。裸の王様や、王様の耳はロバの耳は、そのようなことをする権力者を戒める寓話です。

2つ目は、滋賀県が説明する非公開理由自体が、情報の非公開と矛盾していることです。

滋賀県は、地域総合センターの名称と位置が非公開である理由を、おおよそこう説明しています。

地域総合センターの名称と位置を公開することは、滋賀県内の同和地区一覧を公開することと変わらない。そして、それによって同和地区住民の権利利益が侵害される。

私でさえ、それぞれの同和地区の正確な区域は知りません。市町によっては区域自体を設定しなかったと仄聞しています。なので、地域総合センターのある場所が全部同和地区なのかどうかは分からないし、あえて言うことでもないと思います。しかし、滋賀県は地域総合センターの名称と位置を調べれば、同和地区の場所が分かると公言します。

もっとも、説明するまでもなく、公民館や公営住宅の場所ならすぐに教えてもらえるのに、異常にガードが固い公の施設が存在する時点で、これは同和関係だなどと察しがついてしまうでしょう。

また一昔前なら、同和地区住民と分かれば権利利益が侵害されると言えば、差別発言として糾弾会でした。同和地区だからどうだという決め付けが、まさに偏見なのです。同和地区は差別されて当たり前だという考えは否定しなければいけません。

情報公開制度では、情報を公開することについては説明は必要ないのですから、最初から公開していれば、滋賀県が余計なことを言う必要もなかったでしょう。

住民の権利利益という観点では滋賀県が言い負かされて、2審では部分公開の判決が出されました。しかし、残念ながら上告審では住民の権利利益が争点から排除されています。後に残るのは、部分公開自体が滋賀県のメンツをつぶすから事務事業の支障になるんだ、というような理由ではないでしょうか。それが理由として通るなら、勝てる見込みはありません。

私は、よく草津市に行っていました。草津は滋賀県の同和行政の縮図のようなところ

るです。西一、新田、橋岡、芦浦という4つの同和地区があり、それぞれどこにあるのか、草津市は公開しています。ほとんどの同和地区は今では大きな問題は抱えておらず、ただし、新田のようにスラムだった頃の低所得や低学力の問題を、次の世代でうまく断ち切れていない地域もあります。そこで必要とされるのは行政と住民が現状を直視して問題を解決していくことです。

同和地区の場所を調べたら差別だと言って、滋賀県をはじめとする行政と一緒になって一般人を糾弾しましたが、不毛なことです。だから私はこの裁判をしました。

非公開ありきの姿勢はむしろ有害です。鳥取市では、同和対策固定資産税減免の違法確認の住民訴訟が行われていますが、差別につながるからと減免対象区域が証拠として提出されず、同和地区を一軒一軒まわって頭を下げて証拠探しをしなければいけない異常事態になっています。

やはり、同和はタブーなんだ。後ろ暗いことも差別を隠れ蓑にできるんだ。同和の威光があれば、行政や司法は黒いものでも白いと言うんだ。そういった考えが単なる偏見ではなく事実であることを、裁判所が証明する結果になることを危惧しています。

最高裁判所には、漠然とした印象で判断するのではなく、法と正義と真実という原点に立ち返って判断して頂くことを願っています。